

事業ごみ の出し方について



事業ごみとは

事業ごみとは、事業活動によって排出される廃棄物のことです。

事業活動とは、店舗、会社、工場など営利を目的とする活動だけでなく、ボランティア活動団体や病院、学校、官公署などの公共サービス等の活動も含まれます。

また、事業者とは、業種や営利目的の有無、規模の大小に関わらず、すべての事業を営むものを含みます。したがって、個人の事業を営むものから会社、工場、公共施設などで事業を営むものすべてが対象となります。

家庭から出るごみとは区別して排出してください。

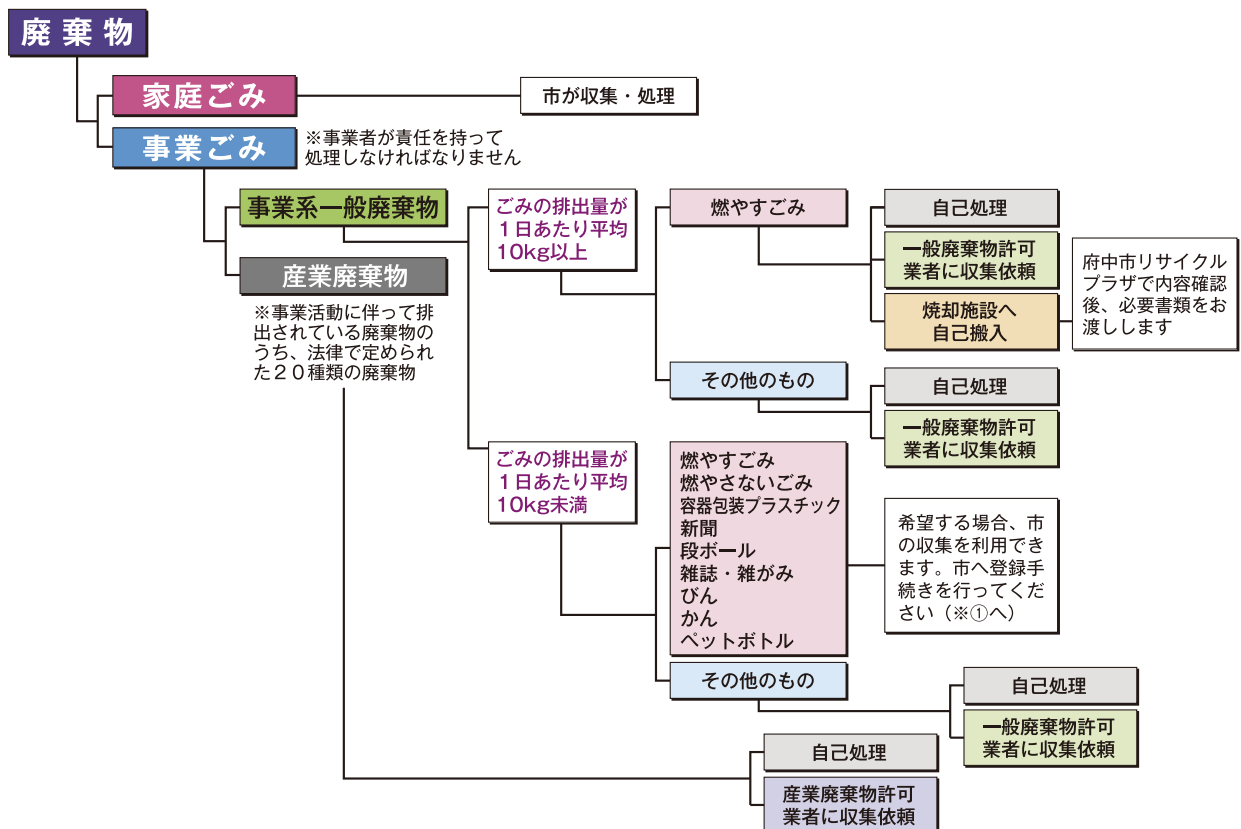
事業ごみは自らが処理することになっています

事業所から出るごみは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第3条）」及び「府中市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（第5条）」において、「事業者自らの責任において適正に処理しなければならない。」と規定されています。したがって、事業ごみは、そのごみを排出した事業者自らの責任と負担によって、処理を行う必要があります。

事業ごみの種類

事業ごみは、法律で定められた20種類の『産業廃棄物』とそれ以外の『事業系一般廃棄物』に分かれます。処理については事業者自ら処理をするか、廃棄物処理業者へ処理を委託してください（事業系一般廃棄物は府中市長が許可した処理業者に、産業廃棄物は東京都知事が許可した処理業者に委託しなければなりません）。

なお、ごみの排出量が1日あたり平均10kg未満の事業所（以下、「少量排出事業所」）から出るごみのうち、市で収集を行っている品目があります。詳しくは『①市の収集に出せる事業ごみ』をご覧ください。



①市の収集に出せる事業ごみ

本来はすべて自己処理が義務付けられている事業ごみですが、
少量排出事業所に限り、登録手続き後、一部の品目のみ市の収集に出すことができます。

市の収集に出せる事業ごみ(事業系一般廃棄物)

燃やすごみ
燃やさないごみ
容器包装プラスチック

⇒ 2

新聞、段ボール
雑誌・雑がみ、びん、かん、
ペットボトル

⇒ 3

- **少量排出事業所とは**.....
ごみの排出量が1日あたり平均10kg未滿の事業所のことです。
- **市の収集に登録できる少量排出事業所**.....
次の排出基準すべてに該当する必要があります。

市で収集できない事業ごみ

有害ごみ、危険ごみ、紙パック、
古布、古着、粗大ごみ

- ① 収集日の朝8時までに出すことができること。
- ② 事業ごみ用指定収集袋で排出する品目の場合、1回の排出量が指定収集袋L袋で2袋以下、またはM袋で4袋以下であること。それ以外の品目の場合、1回の排出量が市で定めた排出量の制限を超えないこと。
- ③ 事業ごみ用指定収集袋に登録番号と事業所名を記入することができること。
- ④ 市が適正に処理できるごみであること。
- ⑤ 市の廃棄物処理計画に基づく分別ができること。

- **登録の申請方法**.....
所定の申請書に必要事項を記入のうえ、資源循環推進課に申請してください。

- ※ 郵送、FAXでの申込みは受け付けできません。
- ※ 申請書は、市ホームページでもダウンロードできます。
- ※ 申請受付は、市役所のみとなります。

- **排出日時**.....
収集日は、家庭ごみの収集日程と同じです。それぞれの品目を収集日の朝8時までに出してください。なお、各地域の収集日は「府中市ごみ・資源物の出し方カレンダー」でご確認ください。

- **排出場所**.....

■ 戸建店舗 ■

店舗敷地内の道路際に排出

■ 集合住宅・店舗併用住宅 ■

敷地内の集積場所に排出

※ 事前に建物の管理者に置き場所の確認をお願いします。

『分別がされていない』、『排出量の上限を超えている』など、
ルールが守られていない場合は収集を行いません。

② 有料の品目

燃やすごみ、燃やさないごみ、
容器包装プラスチックを排出する場合は、
品目ごとの事業ごみ用指定収集袋で
排出してください。

事業ごみ用 指定収集袋の 購入方法

事業ごみ用指定収集袋は、事業ごみ用指
定収集袋取扱店舗にて購入してください。
取扱店舗一覧は、市ホームページに掲載し
ています。

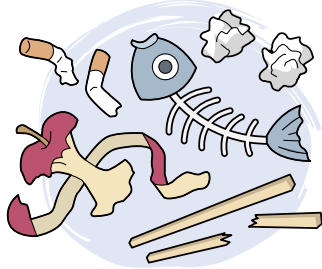
● 有料品目の出し方

燃やすごみ

週に2回収集

● 主な品目

生ごみ、割りばしなどの木製品、ティッ
シュ、汚れたプラスチック類など



▲ 事業系燃やすごみ
指定収集袋



● 指定袋の料金 (10枚1組)

サイズ	M	L
容量	23リットル	45リットル
料金	1,200円	2,500円

● 出し方

事業系燃やすごみ指定収集袋に入れ、袋の口を縛っ
て出してください。袋の外側に登録番号と事業所名
を明記してください。

● 1回の排出量の上限

M袋の場合…4袋まで / L袋の場合…2袋まで

● 出すときの注意

- ◇ 必ず生ごみは水を切ってください。
- ◇ 竹串などは先を折って出してください。

燃やさないごみ

2週に1回収集

● 主な品目

金属、ゴム、ガラス、プラマークが付いて
いないプラスチック製品など



▲ 事業系燃やさない
ごみ指定収集袋



● 指定袋の料金 (10枚1組)

サイズ	M	L
容量	23リットル	45リットル
料金	1,200円	2,500円

● 出し方

事業系燃やさないごみ指定収集袋に入れ、袋の口を
縛って出してください。袋の外側に登録番号と事業
所名を明記してください。

● 1回の排出量の上限

M袋の場合…4袋まで / L袋の場合…2袋まで

● 出すときの注意

- ◇ 割れ物などは厚紙で包み、それぞれ「割れ物」な
ど書いて、危険のないようにして出してください。

容器包装プラスチック

週に1回収集

● 主な品目

惣菜のパック、シャンプーなどのボトル
類、トレイ、ビニール袋など



♻️ マークがあるもの

▲ 事業系容器包装プ
ラスチック指定収集袋



● 指定袋の料金 (10枚1組)

サイズ	M	L
容量	23リットル	45リットル
料金	1,200円	2,500円

● 出し方

事業系容器包装プラスチック指定収集袋に入れ、袋
の口を縛って出してください。袋の外側に登録番号
と事業所名を明記してください。

● 1回の排出量の上限

M袋の場合…4袋まで / L袋の場合…2袋まで

● 出すときの注意

- ◇ 汚れているとリサイクルの支障となるため、水で
すすいでください。汚れの落ちないプラスチック
類は燃やすごみへ出してください。
- ◇ 弁当の容器などを捨てる時は、食べ残しは燃やす
ごみへ捨ててください。

③ 無料の品目

新聞

4週に1回収集



●出し方

ひもで十字に束ねた上で、登録番号と事業所名を明記してください。

●1回の排出量の上限

10kgまで

段ボール

4週に3回収集



●出し方

ひもで十字に束ねた上で、登録番号と事業所名を明記してください。

●1回の排出量の上限

10枚まで

雑誌・雑がみ

4週に1回収集



●出し方

◆雑誌

ひもで十字に縛った上で、登録番号と事業所名を明記してください。

◆雑がみ

雑誌に挟んだり、紙袋に入れるなどしてひもで十字に縛った上で、登録番号と事業所名を明記してください。

◆シュレッダー紙

透明または半透明の袋(最大45リットル袋)に入れ、袋の外側に登録番号と事業所名を明記してください。

●1回の排出量の上限

それぞれの合計が10kgまで

(目安:シュレッダー紙は45リットル袋一杯で約5kg)

※集合住宅・店舗併用住宅の場合も、家庭用の回収容器に入れず、びん、かん、ペットボトルのかごを用意ください。

●びん・かん・ペットボトルの出し方

外側に登録番号と事業所名を明記したかごなどの容器を用意していただき、その中に入れてください。

びん

2週に1回収集



●1回の排出量の上限

10本まで

●出すときの注意

- ◇ふたを外して、水ですすいでください。
- ◇飲食用のみ収集します。汚れたびんは燃やさないごみへ出してください。

かん

2週に1回収集



●1回の排出量の上限

10本(個)まで

●出すときの注意

- ◇水ですすいでください。
- ◇つぶさないで出してください。
- ◇飲食用のみ収集します。飲食用以外のかんは燃やさないごみへ出してください。

ペットボトル

2週に1回収集

※7・8・9月は4週に3回収集



●1回の排出量の上限

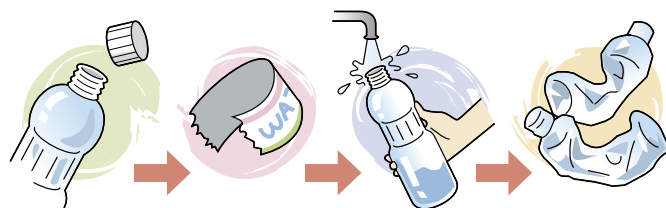
10本まで



マークがあるもの

●出すときの注意

◇飲食用のみ収集します。



①キャップを外す ②ラベルをはがす ③すすぐ ④つぶす

④ それ以外の事業ごみの処理

ごみの排出量が1日あたり平均10kg以上の事業所のごみや市で収集を行っていない品目については、次のような方法で処理をしてください。

● 産業廃棄物

産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められた20種類を指します。産業廃棄物の処理については、事業者自ら処理をするか、東京都知事が許可した産業廃棄物の処理業者に委託しなければなりません。

東京都知事が許可している処理業者などの詳細については、東京都環境局ホームページ (<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp>) をご覧ください。

● 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物とは、事業活動に伴って発生したごみのうち、産業廃棄物を除いたごみを指します。

ごみの排出量が1日あたり平均10kg以上の事業所から出た事業系一般廃棄物は、市の収集に出すことができません。また、少量排出事業所の場合でも、「①市の収集に出せる事業ごみ」以外の品目については、量に関係なく、市の収集に出すことができません。事業者自ら処理をするか、府中市長が許可した一般廃棄物の処理業者に処理を依頼してください。排出時間、方法などについては、直接処理業者とご相談ください。

府中市長が許可している処理業者は、府中市ホームページ (<https://www.city.fuchu.tokyo.jp>) の「一般廃棄物収集運搬業者一覧」にて閲覧できます。

なお、事業所から出た粗大ごみは、府中市リサイクルプラザへ搬入することはできませんので、処理業者へ処理の依頼をしてください。

● 事業者自らがクリーンセンター多摩川（焼却場）に搬入する場合

事業系一般廃棄物のうち、燃やすごみについては、ごみを排出する事業者自らがクリーンセンター多摩川へ直接持ち込むことができます。

クリーンセンター多摩川（稲城市大丸1528）へ自己搬入を希望する場合は、事前に府中市リサイクルプラザ（四谷6-58）で搬入物の確認を受けてください。確認後、搬入の許可が出た場合、交付された許可証を持って、クリーンセンター多摩川へ搬入します。持込手数料は後日、処理量に応じて市から請求を行います。

● 搬入の持込手数料 42円/kg（消費税込み）【令和4年4月1日現在】

《発行》令和4年

府中市生活環境部資源循環推進課

〒183-8703 府中市宮西町2-24 電話：042-335-4400 FAX：042-336-5181

Eメール：risaikuru01@city.fuchu.tokyo.jp